

別表

(単位:円/1棟あたり)

構造計算適合性判定手数料

指定を受けた業務区域

青森県、秋田県、宮城県、福島県、群馬県、栃木県、茨城県、埼玉県、東京都、神奈川県、岩手県、山形県、千葉県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県

都道府県から委任された業務範囲に限る(構造計算適合性判定業務規程 別表1)

建築物の床面積の合計	大臣認定プログラムを使用した判定	左記以外の方法による判定
1,000㎡以内のもの	216,000 円	216,000 円
1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	276,000 円	276,000 円
2,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	349,000 円	349,000 円
10,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの	514,000 円	514,000 円
50,000㎡を超えるもの	859,000 円	859,000 円

※構造棟数は、建築物の計画の敷地内の一の建築物の数とするほか、当該一の建築物の2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接しているときは当該一の建築物の2以上の部分をそれぞれ一の建築物とみなして算定します。